

1 第3次福島県長期総合教育計画策定に関する会議設置要綱

(設置)

第1条 福島県教育委員会が策定する第3次福島県長期総合教育計画（以下「第3次教育計画」という。）に関し、広く県民各層の意見を求めるため、「第3次福島県長期総合教育計画策定に関する会議」（以下「第3次教育計画策定会議」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 第3次教育計画策定会議に意見を求める事項は、次のとおりとする。

第3次教育計画（案）について

(組織)

第3条 第3次教育計画策定会議は、福島県教育委員会教育長が委嘱する別表の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から昭和60年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 第3次教育計画策定会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は第3次教育計画策定会議を代表し、会務を総理するとともに、第3次教育計画策定会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 第3次教育計画策定会議は、必要に応じ会長が招集する。

(庶務)

第7条 第3次教育計画策定会議の庶務は、県教育庁総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その運営に関して必要な事項は会長が定める。

付則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和60年3月31日限りその効力を失う。